

投資顧問契約書兼契約締結時交付書面(新旧対照表)

(下線部分変更)

改訂後	現行
<p style="text-align: center;">投資顧問契約書兼契約締結時交付書面</p> <p>—ご注意—</p> <p>I. (省略)</p> <p>II. 契約の解除について この投資顧問契約には、クーリング・オフが適用されま す。具体的な取扱いは、次のとおりです。</p> <p>1. クーリング・オフ期間内の契約の解除 (1)～(2) (省略)</p> <p>(3) 契約の解除に伴う報酬の精算は、次のとおりとなりま す。 ・投資顧問契約に基づく助言を行っていない場合:投資顧 問契約締結のために通常要する費用(封筒代、通信費等) 相当額をいただきます。 ・投資顧問契約に基づく助言を行っている場合:「みんなの シストレ」における店頭外国為替証拠金取引の約定時毎に 徴収した報酬額(社会通念上妥当であると認められる分の み。)をご返金いたします。なお、契約解除に伴う損害賠 償、違約金はいただきません。 ※店頭外国為替証拠金取引は、クーリング・オフの対象で はありません。 ※投資顧問契約が解除された場合、「<u>みんなのシストレ</u>」口 座への資金の振替やログインができなくなります。 ※クーリング・オフの意思表示時にお客様が建玉を保有し ている場合、当該建玉を決済したことによる損失は、お客 様の負担となります。</p> <p>2. クーリング・オフ期間経過後の契約の解約 クーリング・オフ期間経過後は、当社が指定する様式及 び方法に従う場合に限り、いつでも投資顧問契約の解約を 行うことができます。解約の場合、解約までの期間に「<u>みん なのシストレ</u>」における店頭外国為替証拠金取引の約定時 毎に徴収した報酬額をいただきます。 ※投資顧問契約が解約された場合、「<u>みんなのシストレ</u>」口 座への資金の振替やログインができなくなります。 ※解約の意思表示時にお客様が建玉を保有している場</p>	<p style="text-align: center;">投資顧問契約書兼契約締結時交付書面</p> <p>—ご注意—</p> <p>I. (省略)</p> <p>II. 契約の解除について この投資顧問契約には、クーリング・オフが適用されま す。具体的な取扱いは、次のとおりです。</p> <p>1. クーリング・オフ期間内の契約の解除 (1)～(2) (省略)</p> <p>(3) 契約の解除に伴う報酬の精算は、次のとおりとなりま す。 ・投資顧問契約に基づく助言を行っていない場合:投資顧 問契約締結のために通常要する費用(封筒代、通信費等) 相当額をいただきます。 ・投資顧問契約に基づく助言を行っている場合:「みんなの シストレ」における店頭外国為替証拠金取引の約定時毎に 徴収した報酬額(社会通念上妥当であると認められる分の み。)をご返金いたします。なお、契約解除に伴う損害賠 償、違約金はいただきません。 ※店頭外国為替証拠金取引は、クーリング・オフの対象で はありません。 ※投資顧問契約が解除された場合、「<u>みんなのFX</u>」「<u>みん なのシストレ</u>」も同時に解約されます。なお、別途当社が指 定した方法にて「<u>みんなのオプション</u>」又は「<u>みんなのコイ ン</u>」を口座開設している場合、「<u>みんなのオプション</u>」又は 「<u>みんなのコイン</u>」も同時に解約されます。 ※クーリング・オフの意思表示時にお客様が建玉を保有し ている場合、当該建玉を決済したことによる損失は、お客 様の負担となります。</p> <p>2. クーリング・オフ期間経過後の契約の解約 クーリング・オフ期間経過後は、当社が指定する様式及 び方法に従う場合に限り、いつでも投資顧問契約の解約を 行うことができます。解約の場合、解約までの期間に「<u>みん なのシストレ</u>」における店頭外国為替証拠金取引の約定時 毎に徴収した報酬額をいただきます。 ※投資顧問契約が解約された場合、「<u>みんなのFX</u>」「<u>みん なのシストレ</u>」も同時に解約されます。なお、別途当社が指 定した方法にて「<u>みんなのオプション</u>」又は「<u>みんなのコイ</u></p>

<p>合、当該建玉を決済したことによる損失は、お客様の負担となります。</p> <p>Ⅲ. ～Ⅵ. (省略)</p> <p>—投資顧問契約— お客様と 트레이ダーズ証券株式会社(以下、「当社」といいます。)は、当社からお客様へ、当社の推奨する金融商品に関する投資判断を継続的に行う投資助言サービスを供与することに関し、以下のとおり投資顧問契約(以下、「本契約」といいます。)を締結します。</p> <p>第1条(投資顧問契約の締結) 1.～2. (省略)</p> <p>3.本サービスの供与を受けるには、当社が提供するみんなのFXの「FX口座」(以下、「FX口座」といいます。)、みんなのシストレの「シストレ口座」(以下、「シストレ口座」といいます。)及びお客様の金融機関口座との間で入出金を行う「入出金口座」の全てを保有する必要があります。 <u>(削除)</u></p> <p>第2条～第7条 (省略)</p> <p>第8条(解約) お客様は、当社が指定する様式及び方法に従う場合に限り、本契約をいつでも解約できます。<u>本契約を解約した場合は、「シストレ口座」への資金の振替やログインができなくなります。また、解約の意思表示時にお客様が建玉を保有している場合、当該建玉を決済したことによる損失は、お客様の負担となります。</u></p> <p>(以下省略)</p> <p><u>2022年8月20日 改訂</u></p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p><u>ン」を口座開設している場合、「みんなのオプション」又は「みんなのコイン」も同時に解約されます。</u></p> <p>Ⅲ. ～Ⅵ. (省略)</p> <p>—投資顧問契約— お客様と 트레이ダーズ証券株式会社(以下、「当社」といいます。)は、当社からお客様へ、当社の推奨する金融商品に関する投資判断を継続的に行う投資助言サービスを供与することに関し、以下のとおり投資顧問契約(以下、「本契約」といいます。)を締結します。</p> <p>第1条(投資顧問契約の締結) 1.～2. (省略)</p> <p>3.本サービスの供与を受けるには、当社が提供するみんなのFXの「FX口座」(以下、「FX口座」といいます。)、みんなのシストレの「シストレ口座」(以下、「シストレ口座」といいます。)及びお客様の金融機関口座との間で入出金を行う「入出金口座」の全てを保有する必要があります。<u>また、別途当社が指定した方法に従って開設することができる「みんなのオプション」の口座を「オプション口座」といいます。お客様は、本契約、FX口座、シストレ口座、入出金口座又はオプション口座のいずれかのみを指定して解約することはできません。</u></p> <p>第2条～第7条 (省略)</p> <p>第8条(解約) お客様は、当社が指定する様式及び方法に従う場合に限り、本契約をいつでも解約できます。 <u>(追加)</u></p> <p>(以下省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
---	---